

さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する協定書

1 目的

さいたま市（以下「市」という。）と一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント（以下「法人」という。）とは、「さいたま新都心地区におけるエリアマネジメント推進のための連携に関する包括協定書（以下「包括協定書」という。）」に位置づけられる、まちの情報発信及び広報活動を市と法人が連携して行うにあたり、さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業（以下、「試行事業」という。）を実施する。については、市と法人が連携して管理運営を行うため、以下のとおり協定書を締結するものである。

2 対象施設

試行事業の対象施設は、市が所有管理する次に示す設備とする。

「さいたま新都心まちづくり推進協定」第5条第2号に掲げる高度情報化への対応として、さいたま新都心駅東西自由通路に設置されている大型映像装置（映像等監視機器を含む）及びこれに映像・音声を送出する機器一式。（以下、「大型映像装置等」という。）

3 試行事業

(1) 役割分担

大型映像装置等の運営にあたり市、法人の役割は以下のとおりとする。

【法人が実施する範囲】

- ① 大型映像装置等のコンテンツの受付、内容の審査、入力放映等の運営管理
- ② 大型映像装置等掲出広告の斡旋、掲出料の徴収
- ③ 大型映像装置等の効果的運用の検討
- ④ まちのにぎわい創出に係る情報発信
- ⑤ その他、大型映像装置等の運営管理等に必要となる業務

【市が実施する範囲】

- ① 大型映像装置等のコンテンツ内容の審査
- ② 大型映像装置等運営に係る通信費、電気料金の負担
- ③ 大型映像装置等の日常点検、補修及びその費用の負担
- ④ その他、大型映像装置等の保守管理等に必要となる業務

(2) 委託による運営

市は、法人が施設の適正な運営を図るために必要となる業務を第三者に委託することを了承する。その際には、委託範囲等を別途協議により定めるものとする。

(3) 試行期間

試行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。なお、市、法人協議により試行期間を延長または短縮する場合は、本協定を変更するものとする。

(4) 納付金

法人から市へ納付する金額や納付時期については以下のとおりとする。

- ① 法人は、掲出広告により得られた掲出料のうち、運営管理及び斡旋に係る経費、諸税等の必要経費を除いた金額を市に納付する。

市への納付額＝広告掲出料－（委託費＋税金等経費）

- ② 納付時期や方法については、別途協議により定めるものとする。

(5) 連絡会の設置

試行事業の実施にあたり、市と法人は協議の場として連絡会を設置する。

(6) 第三者への損害解決

試行事業の実施にあたり、不測の事態により第三者に損害が発生した場合は、双方協力して対応に務めるものとする。

4 その他

本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度双方協議してこれを定めることとする。

令和4年3月31日

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市

市長 清水 勇人

さいたま市大宮区吉敷町4-263-1

一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント

代表理事 林 直樹